

## (仮称)自治基本条例検討委員会 第4回会議 議事概要

と き：6月3日(金)午後6時15分～8時30分  
ところ：市役所 第二庁舎 3階会議室

### 開会

第4回会議については、委員のうち2名が欠席し、6名の委員の出席により行う。

### 前回の議事について

#### 議事概要の確認について

第3回会議の議事概要の内容確認を行う。

委員から議事概要の一部修正の意見があり、そのように修正した後議事概要の確定を行った。

#### 前回の討議事項について

事務局より前回の会議内容について要点をまとめた資料1の説明があり、これに基づいて意見の交換が行われる。

#### (会長)

前回の主体に関する議論について、市民の定義にかかわって、議論のあったところをまとめてもらった。

資料1は、個人における主体の要件と団体における主体の適格ということでまとめ、資料1 別紙は、それに関連する記述についてどのようにすべきか議論したことを描いてもらっているわけだが、何かご意見はありませんか。

#### (委員)

前回の議論で他の委員が、「市民」は法律用語ではなく、法律上は住民しかないとおっしゃられているわけですが、法律上では住民というのは、どう規定されているのですか？

#### (委員)

住所を有する人です。

#### (委員)

住民票が出るということ？

子ども、外国人登録者もということですね。

#### (会長)

地方自治法上はね。

(委員)

第2案、市民=住民ということは、子どもも入る。この部分の議論はあまりなかったと思いますけど、子どもというのは基本的にオプションではないか。

基本条例の中で、もともとすべての人に権利があるといってしまうと、年齢によっていろいろあるでしょう。住民といってしまうと、子ども、赤ちゃんまで、それが基本条例による市民なのか、それはまとめすぎではないか。

(会長)

先ほどの議事概要を見ると、議論になっていたのは、3層にわかれる主体について、選挙権を有する住民 外国人、子ども等も含めた住民 その他通勤通学者など市にかかわりのあるもの と考えたが、1と2は区別する必要がないのではという意見が多かった。

選挙権の有るか無しかは別として、住民ということでもくくってしまえばいいという話になる。

ただ、地方自治法で言う住民というのは法人も入る。前回の議論では個人を主体にして規定したいという意見もたくさんあった。

そうすると、「住民というもの」と「住民以外のかかわりのある人」その2つだが、基本条例ではさらにもっと大きく定義してしまうか、それとも、その2種というのは後でどこかで区別する必要があるから、最初から区別しておかないといけないとなるのか、そここのところがまだ議論が詰まっていなかったところだと思うが。

しかし、住民投票制度のようなものを盛り込むとなると、通勤通学者に認めるという人はいない。そうすると住民だという話になる。しかしそこで議論になるのが外国籍の人で、普通の有権者としての資格はないけれども、住民投票という場合は、よその自治体でもあるように、住民ということでも資格を認めるということで行く、ということになるかもしれない。

何を自治基本条例に盛り込んで、定義がどこで役に立つのかある程度明らかにならないと決めにくい。

(委員)

1案は参加の主体を減らしていくものだから、イメージが悪いと思っている。しかし、都合の悪いときは減らしていくという理屈も分かる。

逆にこの2案は、みんな入ってしまう。赤ちゃんも市民の全てが権利があるということになる。どこまで入れるかが問題である。

2案は、論理的には1案の亜流。

(会長)

仮に子どもが入っていて、子どもが物申すということは事実上起こってこないでしょう。子どもの代理人がいることがあるとすると、代理が認められるかという問題が出てくるが、仮に赤ちゃんが入っていても、基本条例で権利行使できるとなっているも支障があるのか。

(委員)

物申すことが事実上起こってくるということではなく、論理の問題。最低限の線を

引くとすると、選挙権があるかどうかになると思う。それにどう付け加えていくかということ。それぞれの場合に応じて、このときは赤ちゃん、小学生も入れましょうということになる。

しかしながら、1案はまずは全部いれてそのあとどんどん減らしていける。2案は、本来は基礎的なものをいれて、あとから増やす考え方だが、子どもが初めから入っている。増やすことしか出来ない。子どもが基礎になるところに先に入っているということは不条理を感じる。すべての大人と同じように、子どもが全部同じような権利を持っているのか。ニセコ町のように子どもを大事にと言うのはいいが、現実には選挙権はないというように当然差別されている。きちんとした判断が出来ているかということによって法律では決められている。

(会長)

自治基本条例で何をそこに盛り込むかということではないか。

市に意見がいえるとか、物申すということが内容として出てくるなら、広く関係を有する人が主体でいい。だが、住民投票制度などを盛り込むことになると、それなりの主体に限定されるということ。

何を基本として考えていくかという話であり、大きく定義して、場合ごとに限定していくのか。最初は限定的に定義しておいて、利害関係・関わりのある人によって参画できるというふうに入れていくのか。どちらが基本条例で望ましい手法かということ。

(委員)

例えば豊中市民というとき、子どもが含まれないというのは、法律的、技巧的にはあると思うが、一般的には、有権者しか意味しないというふうには考えないのでは。

(委員)

豊中市民は選挙権がある人を主体として、外国人登録者も含めていいが、後は個々の条例の中で幅広く参加しましょうというのを基本条例でうたうべきである。

市民を初めから決めるのは無理ではないか。決めてしまうと語弊が出てしまう。

最小が、この範囲であってそれからどんどん参画すべき、いろんな人が参画すべきということをうたうのがよい。しかし、子どもが入らないという書き方はしなくていいのか。

(委員)

定義をおかないということでしょうか。

(委員)

「基礎的市民」ということばがいいとは思わないが、そういったものに加えていく。

市民という定義、住民という定義をしてしまえば、基本条例だから、すべてに適用しないといけない。現実には、定義してしまうと、すべてが同じ権利を持ってしまう。

(会長)

法律とか、条例というのは、ある意味では、潜在的に権利があるという人は入れておかないといけなくなっている。潜在的権利があるということと、権利を行使できるというのは、区別するので。

子どもは、潜在的に権利はあるが、例えば、15歳以上でないとい行使できないとか。

住民といっても、3ヶ月以上在住とか制限はあるのではないか？

潜在的に市民として捕らえるなら広いほうがいいと思う。

権利行使についてどう規定するかということはあるが。

(委員)

会長のおっしゃることが良いと考える。潜在的にすべての人に、住民というのを定義するのがいい。

(委員)

2案は付け加えていくわけだから、まずは、かなり最低の範囲に主体を決めておかないといけない。それが、最初の範囲で既にすごく広がっているわけですよ。2案の中には赤ちゃんが最初から入っているということ。その意味では対案になっていなく、1案に近いということ。

(委員)

ひとつの発想として、自治基本条例は自治体の憲法といわれているが、日本国憲法では、前文で「国民」という言葉が出てくる。国民の総意をもって憲法を制定するとなっている。

その場合、国民というのは誰だろう。憲法を制定した国民は誰かということ。広い技術的な話で「すべての国民」であって、そこには赤ちゃんも含まれるし、「日本国籍を有する全てのもの」が憲法の制定の主体として存在しているという発想をとる。

こういった国民というものは憲法上生まれながらにしてある種の権利を持っている。表現の自由とか、もろもろのものを持って生まれてくる。

そこで、しかし全ての国民が同等に日本国の政治に参加できる権利を持っているかということ、そうではない。選挙権、被選挙権はそれぞれ年齢が設けられている。

そういうことではないのか？

(委員)

それは1案に賛成ということの説明では、今私が言っているのは、前回の議事の内容をまとめたものが正確なものかをチェックしている。1案はこれでよいが、2案は前回の議論を正しく反映していないと考える。1案、2案を対立的なものとして両方評価するなら、2案には制限の加わる者を入れてはいけないのではないか。

(会長)

何を基本、基礎的にしてそれを広げていくかという話。全ての権利を行使できるとなると、選挙権のある住民となってしまう。

選挙権のある住民というのが基礎的として、そこに加えていけばいいのではないかということですね。

(委員)

政治参加と行政参加で申しますと、政治参加できる市民はどの場合においても制限できない。それに加えて行政参加できる人間を付け加えていくべきだと思う。

(会長)

有権者である、つまり選挙権の行使などということが条例に出てくるとすると、それは住民投票制度のときと思うが、よその自治体では、有権者以外も参画できるというところもある。

基礎的な市民といっておられる、それは、住民ということから出発しないとイケない。子どもがいることは観念的にいてもいい。

子どもだから、ものがいえるといっても子どもなりの扱いをしないとイケないと思うが。

2案で、「広げる」というのは、どこを基準にして広げるかということですね。通勤通学とか、いわゆる関係ある人に広げるという意味では、2案なんですよ。

つまり、2案の基礎を住民に置くのか、住民よりもさらに絞ったものにおくのかという話。基準というのをどこにするのかというと、住民というのは最低限規定すべきと思うのだが。

(委員)

資料1で、条例の目的として1案2案で書いている市民参加、住民自治、どちらも大事。

自治基本条例とは何なのか私たちの中で議論しきれていないから、こういう議論になる。条例の中で何を制度として盛り込むかということがはっきりしていれば、今の議論は明確になる。単に参画と協働というだけでやっているの、じゃあそれが、住民自治なのか市民参加なのかということで分かれてしまう。

前回から疑問がある。

自治基本条例を作るといって、こんな大事なことをわずか8回、8人で議論していいのか。今日も、市民に傍聴を呼びかけたが、市民は来ていない。

なぜ今自治基本条例が必要なのか、基本条例とはなんなのかということ、もっと議論を地域レベルで市民とやっけていかないとイケない。そうしてはじめて自分たちの自覚と意識を高めていって、この条例が生きたものになる。

8月でまとめて、議会提案していかないとイケないのか。なぜ今、半年で議論していかないとイケないのか聞きたい。

(事務局)

ひとつは、一色市政2期目の公約として、17年度が最終年度になります。できるだけ来年3月に議会にあげていきたいと思っている。

一方で、市民の議論をもっと反映していかないとイケないということも理解している。最初にお示ししましたスキームでは、8月くらいまでに一定の条例の中での論点を議論していただき、9月当初にはまとめをさせていただいたうえで、市民の方々に説明をして、ミニフォーラムも数回計画している。そのような市民と議論した上で、条例の骨子を作っていくたい。

庁内の検討組織もまもなく立ち上げる。検討組織のメンバーというのは、各セクション、すでに個別条例の中で、例えば市民公益活動推進条例であるとか、これまで、条例作りに市民と密接に取り組んできた実績のある方々に入っていくたい。

そのうえで、全庁的に広げていかないとイケないと思っている。各セクションの方々といっしょに考えていくスタンスで行きたい。

同時に、それぞれのセクションを介して、市民公益活動等に関係する団体であるとか、これまで市とのつながりがある集まりともキャッチボールしながら反映していくたい。

また、ミニフォーラムには、この検討委員会委員のみなさんにも出席いただきたいと考えている。8月以降、こういった形で、できるだけ市民の方々の意見を取り入れて骨子作りに盛り込みたい。

(委員)

一定の骨子は我々が決めて、それをここでいうパブリックコメントを求めるといった部分を市民との集会的な部分に変えていくということですか？

(事務局)

この検討委員会で骨子をまとめるわけではなく、骨子作りをするにあたっての論点となるところをお話いただいている。

ここでの議論をもとに、また市民との議論をする中で、ここでの意見も投ながら、骨子作りをしていきたい。

骨子が固まったら、それを再度パブリックコメントもする。

そういう流れで説明させていただき、一方では、骨子を基に条文を作っていくという作業に入って、来年3月に議会に提案したいと考える。

(委員)

市長公約というなら市長自らの口でビジョンを語っていただき、市長に「私はこう作りたい」というたたき台を見せてほしかった。特に前文などは市長が書いて、「どうだろうか」というように、それを委員会ではかっていき、市民と一緒に練りこんでいくくらいの意気込みがほしかった。

個別条例は、本当に市民とやってきたというのは豊中のよい経験だったと思う。自治基本条例とは何か、なぜ作らないといけないのか、という大きな設定であるとか、市民とは何か、何を盛り込むべきかというテーマごとに庁内会議をやり、市民とのワークショップをやり、委員会で検討するという3つのキャッチボールを反映させながら、順番にプロセスを経ていくべきであって、一定我々が議論しておえてから、庁内や市民に議論を求めるよりよいものができると思う。

とくに、他市事例もたくさん見せていただくが、いいとこ取りしたり、文章ばかり見てしまう。

我々がどういうものを必要とするのか、議論しなくなってしまう。むしろ他市のどういった市民参加、議論を経て、そこまでしたかというプロセス、苦悩というものを学びたい。

既存の団体自治を改革するという大きなことであり、自治とは何かを考えるものになると理解しているので、市民、行政の首長と職員、議会、それぞれで議論を高めていく。それを半年では無理ではないか。1年はゆうにかけて行きたい。一色市政であろうと、次の市政であろうと継続してやるべきだ。

(事務局)

機会があるごとに、庁内で言っていくが、一方では、先ほどのスケジュールの中で出来るだけ努力をしていきたい。

これから先のところは9月以降が中心になるが、どこまでの議論が出来るのかという点では、ひとえにこちら事務方のほうで頑張りたいと思う。

(委員)

市としては、この会議に何をしてほしいのですか。私は第1回目に市長の夢は何か、私たちへの要請は何かを説明いただきたかった。それが問題だと思うのだが。

(事務局)

総合計画に、「協働とパートナーシップ」ということが示されているのだが、それを具体的に実現していく手法が制度として定着していない。それをふくめて、自治基本条例という形でルール化したいと市長も願っている。

その思いを受け継いで、事務局が頑張っているということです。

(会長)

お二人の委員の発言は正論だが、それをすると一からとなる。

十分な時間をかけられないという思いがありながらも、諮問されているわけで、限られた時間の中でやっていきたい。

諮問はされていたのだったか？

(事務局)

諮問という形態ではない。専門の方々、市民の方々に、中心となる論点のところ、骨子を議論していただきたいということで、諮問ではない。

(会長)

では市長に成り代わり、検討してくれということになっているわけですね。

(委員)

私は豊中の住民ではないので、どうともいえない気持ちで聞いていたんですが。

豊中市民に対し、「こういう条例を作りたいのだがどうか」というのが市長の役割。我々の役割は「市長がある段階で豊中市民に向かって提案するであろう条例の原案を作るお手伝い」をしているというぐらいのことではないか。そうでないと、あまり大それたことは出来ない。住民でもないのに。

あくまでも提案するのは市長。市長に雇われ、市長のお手伝いをしていると認識している。ここでは、市長が市民に向かって提案する条例原案に盛り込むべきことを議論する。市長に十分我々の議論を参考にさせていただく。というのが我々の役割。

我々の役割は、全体の条例作りのプロセスを考えると、一番スタートラインに近いものであり、我々の段階を終えたあと、さらに市長が市民に提案して、市民の議論を募っていく。市民の議論を踏まえたうえで、市長はさらに条例の原案をよりよいものにして議会に提案していく。議会でさらに議論して議員の意見を踏まえたうえで、内容を修正して、最終的に条例になっていく。

この息の長いプロセスの中で、最初だからこそ住民でない私が参加できる。これがもっと後の段階だと私なんかは参加資格がない。と考えている。

(会長)

私の立場もそう。

我々が考えたところを市長がどう活かしていくのか、それを経て、市民の皆さんにいわゆるワークショップをやるとか、さらに、詰めていく作業が残る。

しかし、市民委員としてきているみなさんにとると、ちょっと立場が違う。もっと時間をかけて、もっと多くの市民を集めて作っていかないといけないのではないかと

いう理屈も分かる。

そういう認識の違いをちゃんと整理しておかないといけない。

(委員)

スピードが速いとは感じていた。各論に入る前に、中身を、目的とか、何をしたいとか、を議論すべきだったと思う。他市事例からの表現レベルの議論になってしまっている。中身というのが、形には出ないけれど大事だと思う。

(委員)

市は市の考え方があって、期間的な問題もあるし、時間内でやっていくというのが市の考え。時間が長いからいいとか、短いから悪いという問題ではない。

短いか長いかは、私にいけないが。

(会長)

委員の言うことは正論だが、市長は一定の描いたものがあると思うが、補強するために、我々にそこへアドバイスしてほしいといっているのだと思う。

それが市民に提案されれば市民の側からはいろんなことがいえるわけで、ここに参加しているからその段階で意見が言えないわけでもない。

8回でやっているが、短いながらもとりあえずまとめたものを作り、もっと市民の意見を聞くようにと付記することもできる。我々なりの知恵を貸しているということで、仕事としては、3分の1までできているわけで、そういう認識があると承知の上で、もう少し進めたほうがいいと思うのだが。

(委員)

賛成。しかし、結論を出さなくても、こういう論点、議論があるというだけの要請みたいだから、そういう位置付けでいいと理解している。

(事務局)

もっと早く委員会をセッティングすべきだったが、期間のことはこれでいきたい。その中でどこまで議論できるかということは、ひとえに取組みにかかっている。

例えば、1案、2案どっちがいいかと議論していただかなくても、そのまま次の展開に持っていく。

各論で進めてきているが、参加の対象とするのは何なのかという話をしながらも、今までの議論に戻りながらトータル的な検討をお願いしたい。

(委員)

検討委員会の役割は理解しているが、市民とか、行政に十分理解や盛り上がりがないまま、つくることの意義は、なんなのかなと思う。

市長が誰に変わろうが、「これは豊中市の重要な条例だ」という位置付けであるべきと思う。

議論の進め方も反対に進めるべき。自治基本条例には何を盛り込んで、何を決めないといけない、そうしたら、そのための参加の仕組みであったり、定義をどうしていくかということが出てくる。先に手法ということが出てくると制約されると思う。

自治基本条例とは何か、何を制度として盛り込まないといけないのか、いろんな条例の上にくるものとしてどう位置づけるのかということ議論する必要がある。そこに参加の仕組みとか市民とは何かという定義をすることが出来る。

市長が地域でいっぱい対話集会をし、いろんな人たちを巻き込みながら、もしかしたら、覆される。またそこからやり直せるというものであることが大事。

そういうことのたたき台ということであれば、いいが。

(委員)

そこまでも行かないのではないか。議論だけというような形。甲案あって、乙案あって、丙案あった。それで仕方がないのではないですか。こういう意見ですよという議論があった。こういう中で無理に結論を出すのは危険だと思います。

(会長)

やれるところまでやる。たたき台までできればやるし、それが出しにくいとなれば「こういう議論があった」という風に検討を終えるということもある。

どこまで我々がやれるかということを考えながらやればいいのではないか。

主体というのは後先が逆のような気がするので、このくらいにしておきます。参加の対象について検討すると、後で主体に戻ってくると思われるので、これらのほうを先にやるほうがいい。少し進めていくべきかと思う。

事務局より資料2 資料3 資料4の説明を行う。

(会長)

今、資料4までを説明いただいた。

どういうことに、市民参加を制度的にやっているかということ、よその自治体の条例などを参考にし、一つは、計画作成の際に市民参加の必要性ということをやっているという条例がかなりある。

条例の策定についても、条例で一定の市民参加を呼びかけとなっているのがある。資料3条例の欄のところに、「規則」「要綱」とあるが、そういうものについても市民と関係あるものについて、参画することを謳っているところがあるということですね。

予算については、鳩山町というところが例として挙げたが、いろんな制約があって、市民参画という手法を用いているというところはあまりないと。

参加の対象は、計画、条例、予算というぐらいですか。

他市条例の規定を見ていると、例えば箕面だと、「市の意思形成の段階から市が事業を実施する段階」といっている。宝塚市なら「市の施策を立案し及び決定する意思形成過程から評価の段階まで」といっている。その対象となるのが、計画、条例、予算となっているわけですね。

事業ということはどうなっているのか。条例や計画で推進するから、事業そのものの市民参画というのはあまり予定している自治体はないということですか？

(事務局)

事業がどこから起因して起こってくるのかということと関係があると思われま。資料5でお示ししているマネジメントサイクルの中で、実際立案した計画というものが実施に移り、チェックするといった過程で見ると、事業というものは計画と大きくリンクしていくのかなと思う。

箕面市さんとかでは、特段対象というものを規定していない。施策の中で重要にな

っていくものと考え、計画というものが対象になり、それに対する参加の中で事業についても含まれるのではないかと考える。

(会長)

参加の対象ということで、計画・条例・予算というものが資料に基づいてあがっているが、指摘、質問ありますか。

(委員)

資料5のマネジメントサイクルについて。条例だと、条例を作るという段階がPlan(プラン)、条例を実施するというのがDo(ドゥ)。ある期間条例を実施して、初期の成果を挙げているかどうかを検証するのが評価、Check(チェック)、結果がよくなければ改善するというのがAction(アクション)。そういうサイクル。

条例に関わる参加といったときに、今説明があったのは、条例を作る際の参加だったと思う。それはそれで必要で、それをどう配慮するかは決めなければならないが。それとは別に、条例を実施する段階での参加、評価する段階での参加ということが理論的には考えられる。

たとえば、条例を実施する段階の参加ということになると、例えば、情報公開条例を実施する段階で、情報公開審査会の委員に公募市民を入れるかどうかというのは、そういう話になると思いますし、その後、評価についての参加というのは、とよなか未来会議でやろうとしていることが、まさに評価への参加であって、対象には、個別条例も将来的には入ってくるということですよ。

対象が何かということ、段階が何かというのはクロスしていて、条例の立案実施評価のどの段階かが問題となるだろうし、それは他のことも同様。マトリックスになる。

たとえば、プランの段階での参加となると、条例で言うと、今ここでみなさんが参加しているような、市の原案ができるまでの段階で検討委員会に参加することも参加だし、その後パブコメで市民が意見を言えるということも参加でしょうし。

それぞれの対象があって、どのプロセスでどの程度の参加かというのは違ってくるかもしれませんね。マトリックスで考えていけないといけないのでは。

(会長)

対象といっても、P-D-C-Aのどの段階をいっているのかということ、それぞれの段階のことを取り上げないといけないということで、もっと立体的な捕らえ方をしないといけないということになる。

(委員)

企画立案の前こそ市民が参画できる場だと思う。「今、社会がこういう課題を抱えていて、こういう形の解決をするべき」という提案を受け入れる仕組みがあってこそ市民参加が成り立つと思う。

(会長)

なるほど。ここの、企画ということは、行政サイドの企画が前提になっているんですね。市民からこういうものをつくってほしいという受け皿を想定していないわけですね。

(事務局)

確かに、これは行政内部での計画・執行のサイクルです。

ただ、ここで示している企画立案というところに、その前段にある市民意見の聴き取り等の部分がどこまで入っているかということにはなりません。

(委員)

自治基本条例を作る、市民意識を高めるということでは、議会ではないところで、自分たちの問題提起が受け入れられるしくみをどう作っていくかということなので、それを盛り込む必要があると思う。

予算だけでなく監査の部分にどう参画できるかということも必要。従来型の監査だけでなく市民による監査制度をどう盛り込むか。

(会長)

監査は予算には付き物。当然市民の参加という考えはある。

(委員)

マトリックスという話は、議論を進めていくとそういうことになると思う。

現実問題は、基本的に市民が全ての政策、行政の中に発言できるチャンスがあるんだというのが大前提であって、それを定める必要がある。

もう一つは、大きい計画について。総計、運営の基本方針、市民の権利を制限する問題とか、影響の大きいものとか、それらの問題については、行政が参加の手続きを義務として書くべき。考え方は書くべきだと考える。情報公開をきっちりして、それは必ず入れておく。

予算というのは現実的に難しい。時間的に。基本方針が出たときにどれを重点化するかという予算編成方針が市長から出るはず。これは市民に公表するべき。例えば、総計の中で位置付けられた事業でも、予算編成方針として市長がどうするかという判断をするが、それについて住民がどういう形で意見を言えるかという議論。

いろんなところで参画できる権利があるが、大きいところだけは、行政の義務として書き込むべきと思う。

(会長)

ほかにどうでしょう。

対象というのは、他にもいろいろあるかもしれない。監査であるとか。

(委員)

監査については、予算のマネジメントサイクルの一部ということになる。

(会長)

今回の議論に続くが、参加の手法、どんな形で参加するのかという話と全部セットになる。今回は自治体の政策を表現するのは計画、予算、条例だろう。こういう大きい切り口の中で情報提供が反映されて、提言が受けられるという窓口というのを謳いこんでおければよいのではないか。それが当初のねらいだし、そこをご議論をいただきたかった。

だから対象としては3つをおいた。次の段階としてそれぞれの局面で、こういうサイクルがあるだろう、誰がどういう形で手法を持って参加をしていくのかというのが次回に続く話。

主体、対象、手法を3つ別々に検討するのは難しい。この対象についてこういう方法の場合はこういう主体が関わるとか、繋がるわけでしょ。

3つは総合的に検討しなければならない。

(委員)

参加といっても汗をかいて参加するとか、いろいろ定義がある。

(委員)

税金のことだが。他市事例8ページ。旭川市3番のところ。「市税の徴収は市民参加を求めない」と、市民参加できないように書いている。

税金に参加することは、大きなことだと思う。払う立場から見ると、市民参加ができないものかと思う。どこの市でも参加できないようになっているが。市民にまだ、仕組みが分かる人がいないからですか？

(会長)

住民発案でも地方自治法がそういうものについて条例の制定請求ができないと定めていることと同じ内容。

昔は行政と市民というのは対置的に捕らえ、同方向で協働的にやるという意味合いを考えていなかったのだから、こういうことをさせたら勝手に市のことを考えないで、税金下げると提案すると考えたわけだ。

今はむしろ市と市民がいっしょになって行政を担っていくとなると、そういうことの見直しのきっかけがあってもいいような気がする。

(委員)

旭川は、新たな税目を起こす場合というのをのぞいている。東京都の銀行税みたいなものを豊中市でやるといった場合は、市民参加でやるという趣旨。

問題は、住民税の税率を決めるといときは行政が決めるという趣旨。

公民館などの使用料は住民参加しないでいいということ。料金が上げられなくなる。

(会長)

理想的なのは私が先ほど言ったようなこと。そこまで良識的な市民が育っているかということになると、首をかしげる部分がある。

(委員)

前にいただいた、総合計画のパンフレット。これを策定するときは、市民がかなり関与したんでしょうか。

(事務局)

資料3で計画策定のモデルとして総計のフローを示している。

平成10年に、とよなか2020の提言、平成8年から4年間くらいで構想作り。審議会では30数名の方々に諮問・答申。そして、議会承認ということで動いた。

(委員)

市の未来についてのことだからかなり真剣にやったと思う。

自治基本条例を作る意義のひとつに、市民が自分の住んでいる地域のことを真剣に考えるというのがある。総合計画といった大きな計画に参加できる仕組みは、地域を考えるモチベーションを上げるという意味で重要。

吹田市で100人ビジョンというのがあり、それがどこまで総計に関わったか分か

らないが、そういう盛り上がりというものを考慮したしくみというものがいる。

(会長)

総合計画の場合、構想の段階で市民会議というのがあって、関与しているわけですね。そこでまとめたものがさらにまた審議会で審議されたわけですね。

市民が関与する機会は、市民会議と審議会両方あったのか。

(事務局)

そうですね。審議会もそうですが、その前に 2020 市民会議の議論を踏まえて、審議会に持ち込んで議論という経過でした。

(委員)

市民会議は、どれくらいの人数、頻度ですか。

(事務局)

2020 市民会議は、公募市民 20 名、平成 10 年 6 月から 12 月の間に 17 回開催しています。

(会長)

先ほどの委員さんの話で言うと、資料 3 の計画のプロセス的なものをこの自治基本条例の検討のときに必要だったという意味になる。ところが、現在やっているのは、条例の制定のときのこのパターンということですね。

(委員)

方法は、次回でいいんですよ。

(事務局)

今日の議論の中で、対象・時期・手法はセットで議論しないといけないということですので、次回、資料出しを含めて事務局で考えさせていただきたいと思います。

(会長)

予定時間をオーバーしている。

主体については前回に続き時間をかけたが、全体として市民にもっと意見を聞くべきだのご意見があった。

市長が公約として掲げているのだから、任期中に制定したいという説明があったが、重要な条例なのだから、市長の思いをいってほしかったという話もあった。

参加の対象については、説明と若干の意見交換で時間がきてしまった。

手法、主体、対象はバラバラには考えられない。それらをあわせて資料を作っていたら、全体としての検討に入るといふ風に変えていただきたい。

(委員)

こういう委員会は、有識者とか、団体代表とか、公務員というのがあるが、比率であるとかそれらの基準は、あるのか。あるならばその基準を出してほしい。

拝見している限り、団体代表というのは旧態依然とした組織で、新しい市民活動の動きだとか NPO であるとかが反映しきれていないように感じますので、考え方が分かるものがあると思います。

(会長)

市民参加の際、団体代表についての考え方は、あるんですか？

(事務局)

定型的なものはない。取り組みの対象によると思われる。

(会長)

特に関係の深いと思われる団体に声をかけるということですね。

(事務局)

どういう団体からとかどういう市民からというのはない。

女性の比率はある。

(会長)

それも含めて、資料をください。追加資料は時間がないので、各自読んでください。

何か連絡事項はあるか。

(事務局)

電子会議室について。参加も増えてきている。現在 11 名。

設問が難しいということで、書き控えている人もおられるが、引き続きわかりやすく設定することに努める。

何か設問を設けるにあたって、意見ありませんか。

(委員)

豊中市の市政に意見が反映できる人と、できていない人がいるのではないか。市政に発言権をもっている人ともっていない人、という考え方について。

発言権を今もっていない人、団体がもっと発言力を高めるためにどうしたらいいか。

(事務局)

・次回は、7月11日(月) 6時30分から。場所は同じ会場で行う。